

福祉交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

福祉交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

福祉交流施設条例施行規則（平成 6 年岩手県規則第227号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 8 条関係）				別表（第 8 条関係）			
区 分		単 位	利用料金の上限額	区 分		単 位	利用料金の上限額
ふれあい ホール	照明設備	[略]	円 940	ふれあい ホール	照明設備	[略]	円 960
	音響設備	[略]	650		音響設備	[略]	660
	グランドピアノ	[略]	1, 070		グランドピアノ	[略]	1, 090
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。